

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（個人）

整理番号		氏名又は名称			性別		年齢	歳	農作業従事日数		日			
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A)		賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)		賃借権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)				賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)			
					世帯員		農業従事者 (うち15歳以上65歳未満の者)		雇用労働力 (年間延労働日数)	種 類	数 量	種 類	数 量	
農 地	m ²	農 地			男	人	農業専従者		人	人日				
採 草 放牧地	m ²						採 草 放牧地							
その他	m ²	従として農業に従事する者	人											
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は用地の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)					例：地区内の農地の集約化が図られ、効率的な農業経営を行うことができる。									

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用貸借権の設定を受ける面積を記載する。また、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が3つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (B) 欄は、賃借権の設定等を受ける者の既存の農業経営の面積を記載する。なお、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用貸借権の設定を受ける面積 ((A) 欄の面積) は除く。
- (4) (C) 欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (5) (D) 欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。